

# 次世代育成支援施策 (過去の施策)

## 育児や介護による離職“ゼロ”を目指して

NTTデータ ルウィーブは、ダイバーシティの推進の一環として、ワークライフバランスに重点を置き、人材の確保や生産性向上に向け、多様な働き方ができる職場環境づくりを目指しています。仕事と子育てにおいても、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、実施しています。

### 過去の施策

行動計画期間	2020年8月1日～2024年7月31日	
行動計画目標	1	計画期間中の男性の育児休業取得を8名以上とする <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年10月～子供が生まれた社員に対して、育児休業取得を推奨する</li> </ul>
	2	フレックスタイム制度の弾力的運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年12月～</li> </ul> フレックス勤務のコアタイムを廃止し、ライフワークバランスに応じた柔軟な勤務ができる制度にする
	3	年次有給休暇の取得率 時間休含まず年度新規付与分に対して70%以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年8月～</li> </ul> 本部ごとに毎月全社員の有給取得日数を連絡、取得促進を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>2021年4月～</li> </ul> 目標未達の場合は、年間の年次有給休暇取得日数の目標の引き上げを実施

行動計画期間	2016年1月1日～2017年12月31日 (2カ年)	
行動計画目標	1	男性社員の子育て休暇の取得促進
	2	子どもの看護休暇の時間単位取得等、利用しやすい制度の導入

行動計画期間	2018年1月1日～2020年7月31日 (7カ月延長) ※変更前 2018年1月1日～2019年12月31日までの2カ年間	
行動計画目標	1	育児休業前から復職後までの女性活躍を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業からの復職後又は子育て中の女性労働者を対象とした能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組</li> </ul>
	2	育児・介護・子の行事参加に利用しやすい休暇制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知</li> </ul>

行動計画期間	2016年1月1日～2017年12月31日 (2カ年)	
行動計画目標	1	男性社員の子育て休暇の取得促進
	2	子どもの看護休暇の時間単位取得等、利用しやすい制度の導入

行動計画期間	2013年10月1日～2015年9月30日 (2カ年)	
行動計画目標	1	育児休業の取得や職場復帰しやすい環境の整備および男性の育児休業取得を促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>育児中の社員へテレワークによる在宅勤務を推奨する (2013年10月より実施)</li> <li>お子様が誕生した男性社員へ育児休業制度の案内を通知し、取得を奨励する (2015年1月より実施)</li> </ul>
	2	育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>社内イントラネットにダイバーシティ推進サイトを設け、産前産後休業・育児休業などの諸制度を常時掲載し、周知と定着化を図る (2014年10月より実施)</li> </ul>
	3	所定外労働を削減するための措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>深夜残業の原則禁止、時間外進捗管理と削減への継続的な取り組み (2013年10月より実施)</li> <li>週1回リフレッシュデー (ノー残業デー) の全社的な推進 (2014年1月より実施)</li> <li>毎月、部署ごとの退勤時間を社内イントラネットに掲載し、見える化による意識改革を実施 (2015年1月より実施)</li> </ul>

当社は、厚生労働省より次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として認定され、その証しとなる「くるみん」マークを取得しております。

### 次世代認定マーク「くるみん」について

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施した企業のうち、厚生労働省が定める一定基準を満たした企業のみ、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣に認定 (くるみん認定) され、「くるみんマーク」を取得できます。